

地域安全活動に関する補助金をご利用ください

区では、地域の自主的な防犯活動を支援しています。申請方法など詳しくは、お問い合わせください。

【担当課】 生活安全課

●安全な地域社会を築くための活動補助

地域安全パトロールなど、さまざまな防犯活動を自主的に行う団体を支援します。

【対象】 自治町会、青少年健全育成団体、PTA、商店会など

【補助対象経費】 活動に使用する物品(ベスト、腕章、帽子など)の購入費

【補助額】 補助対象経費の6分の5(都区併用補助)または2分の1(区補助)

●青色防犯パトロール活動の補助

青色回転灯装着車両を保有し、青色防犯パトロール活動を実施する団体を支援します。

【対象】

防犯協会、自治町会、防犯ボランティア団体などで、警察から青色回転灯を装着して自主防犯パトロールを実施することができる証明書を交付された団体

【補助対象経費・補助額(1車両当たり限度額)】

青色防犯パトロール活動に使用した車両の運行に関する経費

▶燃料費 年額30,000円

▶タイヤ購入費 年額50,000円



●街頭防犯カメラの設置に関する補助

街頭防犯カメラの設置費用の一部を補助します。

【対象】 自治町会、商店会

- 【補助額】
- ▶商店会単独または複数の商店会 総事業費の3分の2(上限600万円)
 - ▶自治町会単独 総事業費の6分の5(上限500万円)
 - ▶自治町会・商店会の連携 総事業費の6分の5(上限750万円)



●街頭防犯カメラの設置以外の各種補助制度

区の補助金を利用して、街頭防犯カメラを設置した自治町会・商店会に対して、費用の一部を補助します。

【補助額】

▶電気代・共架料補助

電気代 月額300円 共架料 月額100円または200円
共架料は設置した電柱の種類によって金額が異なります。

▶保守点検・修繕費補助(1台当たりの限度額)

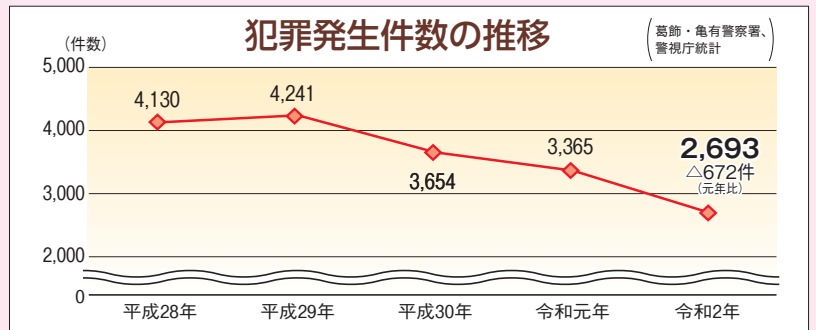
保守点検費 8,000円または6,000円

修繕費 166,000円または133,000円

設置した際に利用した補助制度によって金額が異なります。

▶移設費補助(1台当たりの限度額) 10万円

やむを得ない事情により、移設・撤去をする場合に限りです。



各種補助金の申請をお考えの団体は、必ず事前に生活安全課(☎03-5654-8478)へご連絡ください。

消費生活情報

不用品回収業者とのトラブルに注意しましょう

新型コロナウイルス感染症の影響で家にいる機会が増え不用品を業者に引き取ってもらうといった方からの相談が多くなっています。

今回は、その事例とアドバイスをご紹介します。

【担当課】 消費生活センター
(立石5・27・1ウィメンズパル内)
☎03(5699)2311

事例1

家を片付けて出た、古いラジオや乗らなくなった自転車、廃品回収するとスピーカーで流している業者の車に、持って行ってもらうことにした。なんでも回収すると言っていたので料金がかかるとは思わなかったが、高額な費用を請求された。減額してもらえないか。

事例2

引っ越しに伴い家具・家電を買い替えようと、インターネットで検索した廃棄物処理業者に処分を依頼した。1万円から回収するとの記載があったが、トラックの荷台の平積みを超えたと行って32万円も請求された。不満だったが残されても困るので持って行ってもらった。いくらか返金してもらえないか。

アドバイス

不用品回収業者とのトラブルが発生しています。業者に依頼した場合、高額であることを理由に

減額や返金をしてもらえないわけはありません。業者と話し合う必要があります。

なお、費用の減額や返金以前に、区では不用品回収業者に家庭ごみ回収の許可を出していません。業者が産業廃棄物の許可や古物商の許可を持っていても、不用品を料金を支払って引き渡すことはやめましょう。また、車で巡回している業者やチラシ・インターネットで広告している業者には注意しましょう。

家庭から出る不用品を処分する場合は、区のルールを守って正しく処理する必要があります。処理方法など詳しくは、区ホームページをご覧ください。また、清掃事務所へお問い合わせください。

お困りの場合は、消費生活センター(☎03(5698)2311)に相談してください。

カラスによる被害を防ぐために

【担当課】 環境課 ☎03-5654-8237

■人への威嚇・攻撃に対して

カラスは3~7月ごろの繁殖期に、巣や地面に落ちたヒナのそばを通る人に対して、威嚇や攻撃をすることがあります。通常は頭の上をかすめて飛ぶだけですが、時に後方から足で頭を直接攻撃することもあります。

被害を少なくするためには、「巣や地面に落ちたヒナにできるだけ近づかない」ようにし、「帽子をかぶる」などの方法で頭を守りましょう。

■危険なカラスの巣は撤去します

【巣撤去の条件】 次の全てに該当すること

▶親鳥から威嚇や攻撃をされたとき

▶一般家庭の樹木で、所有者から巣撤去の同意が得られたとき

詳しくは、環境課へお問い合わせください。

防災行政無線の内容がスマートフォンアプリ「かつラッパ」で確認できます

【担当課】 危機管理課 ☎03-5654-8572

防災行政無線の放送内容をプッシュ通知でお知らせします。日本語・英語・中国語(簡体字)・韓国語に対応しています。

その他、現在地から一番近くの学校避難所の検索もできます。

ダウンロードはこちらから

App StoreまたはGoogle Playから「かつラッパ」と検索してください。



▲App Store



▲Google Play



毎月第3水曜日にプッシュ通知でテスト配信します。